

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

千 代 田 区 長 樋 口 高 顕

千代田区規則第45号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和40年千代田区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年千代田区条例第25号）附則第8項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。